

# コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

## 1. 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 **291** 点を、過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 **75** 点を算定いたします。

## 2. コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に、眼科学的検査を行った場合は、**200** 点を算定いたします。

コンタクトレンズの装用のために受診された方でも、厚生労働省が定めた疾患がある場合は通常の診察になります。

治療を要する場合は、別途処方箋料等の費用がかかります。

※上記につき御不明な点は御相談下さい。